

令和6年度 グラウンド施設開放に伴う登録団体の受付・ グラウンド施設開放(令和6年上半期分)の申込受付について

東京都立練馬特別支援学校

1 概要

都立学校開放事業の一環として、都立学校の体育施設を広く開放し、都民のスポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するための事業です。

2 グラウンド施設開放の実施日・時間帯

令和6年4月最終週～令和7年3月の土曜日・日曜日・祝日を予定

(1) 4月最終週～10月・3月

① 9:00～12:00 ② 12:00～15:00 ③ 15:00～18:00

(2) 11月～2月

① 9:00～12:00 ② 13:00～16:00

3 グラウンド施設開放の対象となる施設

(1) グラウンド

(2) 実習棟1階屋外トイレ

(3) 実習棟1階更衣室(出入口:屋外側)

(4) サッカーゴール

4 利用できる種目

ミニサッカー、フットサル、少年少女野球等

5 グラウンド使用登録団体の受付について

グラウンドを利用するには、年度ごとに事前の団体登録が必要です。以下の申請書類を期間内に御提出ください。

(1) 受付期間 令和6年3月18日(月)まで

(2) 受付方法 下記の申請書類をEメール、郵送等で御提出ください。

< 申請書類 >

① 「都立学校施設使用団体登録申請書(施開様式2)」

② 「登録団体構成表(施開様式3)」

③ 「管理指導員 承諾書」

(3) 承認 グラウンド使用登録団体に承認された場合は、「都立学校施設使用団体登録証」を送付します。

6 グラウンド施設開放の申込受付について

(1) 受付期間

グラウンド 施設開放 対象期間	申込受付期間
令和6年4月最終週 ～ 令和6年9月	～ 令和6年3月18日(月)まで

(2) 申込方法

「都立学校開放施設使用申込書(様式6)」を、Eメール、郵送等で御提出ください。

(3) 使用決定

各団体から「使用申込書」を受付後、校内で調整の上、決定します。

(各団体間の使用回数に著しい不均衡が出ないように、調整する場合があります。)

(4) その他

グラウンド施設開放が決定した場合においても、本校の教育活動及び施設設備の点検整備等の都合により、施設開放が中止になる場合があります。予め御了承ください。

また、雨天等でグラウンドの状態が悪い場合は、施設開放の中止をお願いします。

7 グラウンド使用登録団体の要件等について

登録できる団体の要件等は、東京都教育委員会ホームページ〔 [トップページ](#)〕

事業者・地域の方（画面の上側）＞生涯学習・文化財（画面の下側）＞生涯学習＞学校開放事業＞2 事業の種類（2）都立学校施設開放＞体育施設開放校や利用までの手続きに関することはこちら＞都立学校体育施設開放〕を参照してください。

＜ 登録できる団体の要件 ＞

登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された 10 人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う 20 歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体

8 管理指導員について

グラウンド施設の使用にあたり、使用登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。

＜ 管理指導員 ＞

- ア 施設の使用に当たっては、管理指導員を配置することが必要です。使用する時間帯ごとに 1 人を配置します。（管理指導員は、各登録団体の中から選出します。）
- イ 管理指導員の職務は、次のとおりです。
 - (ア) 使用施設の開錠、施錠等に関する事。
 - (イ) 使用施設・用具の管理に関する事。
 - (ウ) 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関する事。
 - (エ) 使用者の規律保持に関する事。
 - (オ) 「管理指導日誌」を記入すること。
 - (カ) 施設又は備品等をき損、滅失又は汚損等したときは、直ちに学校に報告すること。
 - (キ) その他学校が指示すること。

9 その他

必要な連絡は E メールで行いますので、「都立学校施設使用団体登録申請書（施開様式 2）」及び「都立学校開放施設使用申込書（様式 6）」に連絡先のメールアドレスを御記入ください。

《 お問合せ先 》 〒179-0075 東京都練馬区高松 6-17-1
東京都立練馬特別支援学校 グラウンド施設開放担当 鹿山(かやま)
電話：03-5393-3524 ファクシミリ：03-5393-3550

E メール（学校代表アドレス） S8000851@section.metro.tokyo.jp

グラウンド施設使用に関する決まり

東京都立練馬特別支援学校

(使用全般)

- 1 正門、若しくは西門から出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 自動車及びバイクでの来校は、原則として禁止します。
- 3 自転車は、西門北側の駐輪場もしくは、駐輪場北側の舗装箇所に置いてください。
- 4 使用の前後を含め施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 5 使用時間は、準備から片付け・撤収までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 6 植え込み等に入って、植物等を傷つけないようにしてください。
- 7 実習棟1階屋外トイレ・更衣室の電気の消し忘れ、水の出しっぱなしがないよう気を付けてください。
- 8 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 9 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 10 学校施設の使用当日は、「使用承認書」・「使用団体登録証」を管理指導員に提示して、確認を得てください。(学校が交付した「使用承認書」・「使用団体登録証」を必ず持参してください。)

(学校施設の使用について)

- 1 グラウンド施設開放で使用可能な施設は、グラウンド、実習棟1階屋外トイレ・更衣室になります。
- 2 使用を許可された施設以外への立入りは、禁止します。
- 3 校舎棟昇降口付近には立ち入らないでください。また、校舎棟昇降口付近に荷物を置かないでください。
- 4 学校の電話を呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 5 敷地内は禁酒・禁煙です。学校周辺の近隣での飲酒・喫煙もご遠慮ください。また、食事も原則禁止です。
- 6 ごみ・空き缶は、持ち帰ってください。
- 7 使用中に学校の施設・設備等を破損・汚損した場合は、直ちに本校担当に申し出て、本校の指示に従ってください。

(グラウンド施設の使用について)

- 1 グラウンド使用の際は、ゴム底の運動靴を使用してください。スパイク及びピンヒール等でのグラウンドへの立ち入りは禁止します。また、芝生部分での競技・準備運動も禁止します。
- 2 備品は事前に使用を許可されたもののみ使用してください。使用後は必ず元の位置に戻してください。
- 3 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育活動に支障のないように現状回復してください。
- 4 グラウンドにラインを引いた場合は、必ず消してください。
- 5 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 6 雨天・積雪等でグラウンドの状態が悪い場合は、施設の使用を中止してください。
- 7 グラウンド施設の利用に際しては、安全に十分配慮してください。
- 8 フェンスが低い場合、ボールが超えるような行為については、近隣の迷惑となるためご遠慮ください。(野球の場合、フリーバッティング等は不可とします。)

(その他)

- 1 管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 2 熱中症等、健康状態に留意し、体調が悪い場合は競技を中断して休憩してください。
- 3 学校敷地内での営業行為、及び業者の出入りは禁止します。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

また、学校教育活動において支障が生じた場合は、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。

東京都教育委員会ホームページ「学校開放事業」（抜粋版）

[東京都教育委員会トップページ>事業者・地域の方（画面の上側）>生涯学習・文化財（画面の下側）>生涯学習>学校開放事業>2 事業の種類 （2）都立学校施設開放>体育施設開放校や利用までの手続きに関することはこちら>都立学校体育施設開放]

<都立学校開放事業とは>

東京都教育委員会では、学校教育上支障のない限り、都立学校を広く開放し、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため、都立学校の教育機能と施設を開放することを目的として「都立学校開放事業」を実施しています。

<都立学校体育施設開放>

都民のスポーツ活動の振興と地域の開かれた学校づくりの促進のため、学校教育活動に支障のない範囲で、都立学校の体育施設を広く開放しています。

○ 開放日

- (1) 学校の年間教育計画・行事予定及び部活動等に支障がない日を、開放日としています。
- (2) 学校教育上必要が生じた場合は、開放事業の中止又は変更をすることがあります。

○ 体育施設を利用するために必要なこと

<団体登録から施設使用までの流れ>

施設使用を希望する学校に体育施設使用団体としての登録が必要です。

（「施設使用団体登録申請書」と「登録団体構成表」を学校へ提出してください。）

- ※ 登録期間、開放時期などは学校によって異なりますので、各学校に確認してください。
- ※ 受付期間や申請方法が学校により異なりますので、希望する学校に申請前に必ず確認し、学校から指定された期間・方法で申請してください。
- ※ 「開放施設の使用に関する条件」や各校で定めた「施設使用に関する決まり」を遵守する必要がありますので、学校に御確認ください。

(1) 登録の要件・施設使用の条件

ア 登録の要件

登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (カ) その他、運営委員会が定める条件を満たす団体

イ 施設使用の条件

- (ア) 使用できる活動は、原則として練習及び練習試合です。

学校のセキュリティ管理上、不特定多数が使用する活動はできません。また、施設使用団体登録の際に提出する「登録団体構成表」に記載のない人は施設を使用できません。

(イ) 屋内施設及び夜間の屋外施設については、使用施設の照明に係る光熱水費相当額（光熱水費負担金）を御負担いただきます。また、屋内施設について空調設備を使用する場合も、空調に係る光熱水費相当額（光熱水費負担金）を御負担いただきます。（空調使用の可否は学校により異なります。）学校が交付する光熱水費負担金納付書により、最寄りの金融機関から納入してください。

(ウ) 施設使用者は、各団体で傷害保険に必ず加入するようお願いします。

(2) 申請方法

「施設使用団体登録申請書」と「登録団体構成表」を学校へ提出してください。

(3) 登録証の交付

運営委員会は提出された施設使用団体登録申請書と登録団体構成表を基に審査し、登録を決定した団体へ「都立学校施設使用団体登録証」を交付します。

(4) 登録の取消し

「開放施設の使用に関する条件」や各学校で定めた「施設使用に関する決まり」等に違反した場合は、運営委員会の審査により登録を取消すことがあります。

(5) 管理指導員

ア 使用に当たっては、管理指導員を配置することが必要です。使用する時間帯ごとに1人を配置します。

イ 管理指導員は、各登録団体の中から選出し、運営委員会が委嘱します。

ウ 管理指導員の職務は、次のとおりです。

(ア) 使用施設の開錠、施錠等に関すること。

(イ) 使用施設・用具の管理に関すること。

(ウ) 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関すること。

(エ) 使用者の規律保持に関すること。

(オ) 「管理指導日誌」を記入すること。

(カ) 施設又は備品等をき損、滅失又は汚損等したときは、直ちに運営委員長に報告すること。

(キ) その他運営委員長が指示すること。

(6) 使用申請をする場合（登録団体のみ可）

ア 施設使用を希望する学校へ体育施設使用団体としての登録が必要です。

イ 施設使用の申込方法は学校ごとに異なりますので、団体登録時の学校の説明に従ってください。

ウ 運営委員会は提出された施設使用の申込を基に各開放日の使用団体を決定し、「都立学校開放施設使用承認書」を交付します。

エ 運営委員会は「地域スポーツクラブ」（所在する区市町村に「地域スポーツクラブ」として登録されている団体）の使用を優先することがあります。

オ 特別支援学校における「障害者団体」については、優先的な使用を承認することができます。

東京都立練馬特別支援学校

グラウンド施設 配置図

